

れんごう

県央地協

2018. 3. 23
 2018年度 第3号 通算 224号
 連合県央地域協議会 (連合県央地協)
 〒955-0044 三条市南四日町1-15-8
 三条市勤労青少年ホーム(ソレイユ三条)内
 TEL 0256-32-6363 FAX 0256-32-6490
 e-mail: rengousk@fancy.ocn.ne.jp
 URL: http://rengo-kenoh.net/

すべての労働者・地域へ 波及する闘いを

2018 春季生活闘争 総決起集会を開催

連合県央地協は春季生活闘争ヤマ場前の3月12日、燕三条地場産センター リサーチコアにおいて、2018 春季生活闘争総決起集会を開催し、各単組などから248名の参加がありました。

はじめに海津地協議長は主催者あいさつで、「今次闘争では労働条件の改善はもとより、引き続き月例賃金の引上げにこだわり、すべての働く者や地域へ波及するよう、そのけん引役となる闘争を展開しなくてはならない。ぜひ最後まで粘り強い交渉による回答引き出しにご尽力いただきたい」と激励し、来賓の関川連合新潟副会長からは、激励あいさつとともに連合新潟の闘争方針、春季生活闘争の情勢、政府の働き方改革などについて報告がありました。

続いて、地協推薦議員である高倉・藤田両県議からも力強い激励を受け、4月15日告示・22日投開票の日程で行われる三条市議会議員選挙に立候補予定の連合新潟と県央地協が推薦決定した現職

の杉井・酒井両三条市議より、選挙戦への決意を含めたあいさつをいただき、会場全体で支援の確認と上位当選をされるよう祈念しました。

その後、8つの構成組織の代表からの決意表明。民間労組からは、「長時間労働を見直す」「人手不足を解消する」、公務職場の労組からも長時間労働の撲滅など力強い決意や、「民間労組の結果が影響するので、しっかりと支援をさせていただく」といった言葉がありました。

終盤には、神田地協青年女性事務局長が「この集会を起点に、職場・地域から闘いを巻き起こし、未組



織・パート労働者を含むすべての働く仲間たちに、闘いの輪を広げていこう」などといった集会アピールを提案し採択され、最後に海津議長の団結がんばろうで春季生活闘争勝利にむけ一致結束し終了しました。

三条市議会議員選挙

杉井・酒井予定候補への支援を

4月15日告示、22日投開票

三条市議会議員選挙が4月15日告示、22日投開票の日程で行われます。

連合新潟ならびに連合県央地協は、現職の三条市議会議員 杉井 旬さんと酒井 健さんの推薦を決定し、先日の春季生活闘争 総決起集会では、お二人から力強い決意表明をいただいたところです。

毎日の暮らしはもちろんのこと、私たちの労働・雇用に関する政策制度の実現など自治体議員との連携は不可欠です。お二人が上位での当選を果たしていただくよう、皆さんからのご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。



<杉井 旬 予定候補>

候補者	杉井 旬 (すぎい ひとし) 56歳 1961年12月7日生 三条市議会議員 (現在3期目)
出身組織	なし
所属 (推薦政党)	無所属
略歴	専修大学中退、三條新聞記者、菊田真紀子代議士秘書
機関決定	J P 労組三条支部第2回執行委員会 (2017. 11. 16) 連合県央地協第2回幹事会 (2018. 1. 22) 連合新潟第3回執行委員会 (2018. 1. 24) J AM新潟第5回執行委員会 (2018. 2. 24)



<酒井 健 予定候補>

候補者	酒井 健 (さかい つよし) 54歳 1963年10月4日生 三条市議会議員 (現在1期目)
出身組織	自治労
所属 (推薦政党)	無所属
略歴	中央工学校 土木建設課卒、下田村役場～三条市役所、三条市職員労働組合連合会 副執行委員長
機関決定	三条市労連 2017年度定期大会 (2017. 8. 23) 連合県央地協第2回幹事会 (2018. 1. 22) 連合新潟第3回執行委員会 (2018. 1. 24)

春季生活闘争にかかわる単組代表者会議を開催

2月28日、春季生活闘争の情報・意見交換を中心に例年行われている単組代表者会議（地域共闘センター）が燕三条地場産センター リサーチコアで開催され、各単組などから39名の出席がありました。



海津議長 主催者あいさつ

会議ではまず主催者あいさつで海津地協議長が、各単組へ春季生活闘争の最後まで粘り強い交渉・取り組みをお願いし激励。続いて、連合新潟より出席の筒井副事務局長からはあいさつ後、「春季生活闘争における組織拡大の取り組みについて～2018年度のポイント～」と題して、連合の資料をもとにパート労働者の労働条件、最低賃金、36協定の時間外労働の上限規制、障がい者の法定雇用率の引き上げなどの各種法改正について等、多岐にわたる説明・提起があり、学習を深めました。

協議事項では初めに、県央地協から春季生活闘争の取り組み内容について提案後、各産別・単組代表者から各組織の要求内容等の取り組み状況報告をいただき、賃金関係はもとより、各単組の付帯要求項目としては、昨今クローズアップされている長時間労働の是正や人手不足への対応についてなど、各単組独自の参考となる内容が披露され、その後の意見交換とあわせて出席者全員で情報共有をすることができました。



各単組からの取り組み報告

その後、県央地協からメーデーなど当面の取り組みについて、各イベントへの多数の参加もお願いし、最後に海津議長の音頭で団結がんばろうを声高らかに言い、閉会しました。

県央地区労福協 2017年度 ライフプランセミナー 認知症を学び地域で支えよう

県央地区労福協主催の2017年度 ライフプランセミナーが3月7日、三条市勤労青少年ホーム（ソレイユ三条）で開催され、一般市民を含む68名の参加をいただきました。今年度は、ケアプランセンター三条社協 キャラバンメイトの石附克也さんに講師を依頼し、「認知症サポーター養成講座 認知症を学び地域で支えよう」をテーマに学習を深めました。

講演後、参加者はサポーターの証であるオレンジリングを受け取り、「認知症について知ることができた」「家族だけで悩まず、いろんな支援が必要」などの声がありました。

県央ライフサポートセンターには年間250件を超える相談も寄せられています。今後も構成組織や地域の皆さんの関心あるテーマについてセミナーを企画し開催していきます。



第89回 メーデー

三条地区	5月1日(火)	9:00～	三条市総合福祉センター
西蒲・燕地区	5月1日(火)	9:00～	燕市吉田産業会館
加茂地区	調整中		



ご存知ですか？

有期労働契約に関する 無期転換ルール



無期転換ルールとは、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合、有期労働者（契約社員、パートタイマー、アルバイトなど）からの申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールのことです。使用者による有期労働契約の濫用的な利用を抑制し、労働者の雇用の安定を図ることを目的に規定されました。労働契約法の改正から5年が経過し、いよいよ2018年4月より無期転換ルールが適用されるケースが本格化します。改正法の内容を踏まえた対応がされているか、チェックしましょう。

無期労働契約への転換を申し込む権利（無期転換申込権）が発生するポイントは、以下の3つです。

- 1 有期労働契約の通算期間が5年を超えている
※通算期間のカウントは、2013年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象
- 2 契約の更新回数が1回以上
- 3 現時点で同一の使用者との間で契約している

例1 契約期間が1年の場合



例2 契約期間が3年の場合



「クーリング期間」に 要注意

・有期労働契約とその次の有期労働契約の間に、契約のない期間が6カ月以上あるときは、その空白期間より前の有期労働契約は通算契約期間に含まれません。
・育児休業などで勤務しなかった期間は、労働契約が続いていれば通算します。



無期転換ルールは、労働者の申し込みにより権利を行使できます。

まずは、対象となる有期労働契約労働者や職場で法改正の内容や自社の制度を正しく理解してもらうための周知活動が重要です。

チェック内容	1 有期労働契約の有無および雇用形態別の人数や契約年数、労働条件（賃金や福利厚生）などの実態を把握している。	
	2 無期転換ルールの対象となる有期労働契約労働者に対し、法改正の内容や自社のルールについて、周知を行っている。	
	3 無期転換後の労働条件について、引き上げをめざして継続的に労使協議を行っている。	
	4 有期労働契約を反復更新されている労働者が、一方的に雇止めされるような事態はない。	
	5 対象労働者の労働組合加入促進の取り組みを進めている。	

O or X
でチェックして
みてね!

1つでも×がついた場合には、早期に取り組みを開始しましょう